

# 学園ニュース

富山大学

No. 24

編集 学園ニュース編集委員会 発行 富山大学

昭和52年9月26日

## 新樹寮の水道料負担区分問題について

— 学 生 部 —

### はじめに

新樹寮の水道料について、寮生の負担が月額31円という定額制は、きわめて変則的なものであるが、この負担額が取り決められた昭和46年当時は、別記(Ⅱ)の学長から寮生及び寮生の父兄に宛てた書面にもみられるように、特殊の事情があったので、学生部と寮生との間で、暫定的な措置として取り決められたものである。

市の水道料は、その後、改定されないうままであったが、今年の4月から大巾に値上げされることになったので、学生部では、これを機会に、従来の特殊な経緯を多少とも考慮しながらも、なおかつ昭和39年の文部省の負担区分通達や金沢、福井の両大学の例などを資料にして、これまでの暫定的な措置を改め、適正な負担区分の線を見出すようにと、3月下旬から、寮生との話し合いに努めたのである。しかし、4月、5月には、新入寮生の受け入れ、寮役員の改選など寮生側の都合によって十分な話し合いの機会が得られなかった。

この問題については、学寮補導委員会としても、4月以来、数次にわたって審議を重ねたが、寮生との意見の相違が、あまりにも大き過ぎるために、両者の合意が得られるには、ほど遠かった。ところで、4月以降、市への水道料は未払のままで、毎月、相当金額の未払金が増えつづけるので、同委員会としては、やむを得ず、7月16日、一つの結論に踏みきらざるを得なくなったのである。

ここに、これらの問題の焦点を明らかにするために、「寮生との話し合いの要旨」をまとめて掲げることにする。

### 〔注〕

学生部と寮生との話し合いの過程では、大学の教育理念、学寮の目的や運営、大学における福利厚生 の在り方、福利厚生 の予算とその源資、文部省の負担区分通達の性格づけなどが話題となったが、紙面の都合で省略する。

## 寮生との話し合いの要旨

### 52.3.22.(火)

昭和52年3月18日付け富山市長から富山大学に宛てた文書「水道料金の改定についてお知らせ」を3月21日(月)に受け取り、そのコピーを全寮委員長に手渡し、水道料金が1㎡25円から55円に改定(52.4.1から)された旨を伝え、現在の寮生負担1か月定額31円を検討しておいてほしいと、要望する。

以下、日を追って学生部と寮生代表との話し合いの経過を略述する。

### 52.4.5.(火)

(学生部) 水道料の値上げについて過日(3/22)検討を頼んでおいたが、寮生の意見を聞きたい。

(寮生) ①根本的には、重油代、電気料等を含めた諸料金の負担区分に問題がある。

②寮生の予算は、6月と12月に組んでいるので、4月から負担額を変更することになると、補正予算を組まなければならない。

③学寮補導委員会に寮生代表を参加させてほしい。

④学寮補導委員会を開く前に寮生の意見を反映させる方法をとってほしい。

(学生部) 金沢、福井大学の学寮の負担割合は、受益者負担の原則が守られている。本学でも学寮補導委員会を開いて、委員会としての結論を早く出したいが、その前に寮生の意見を聞きたい。

#### 52.4.20.(水)

(学生部) 4月15日(金)に学寮補導委員会を開き、金沢、福井大学の負担区分について説明した。委員会としては寮生側の意向を聞いてから結論を出すことになった。寮生が委員会に出席して直接に話したいという要望については、それを認めるわけにはいかないので、従来どおり、学生部が窓口となって寮生の意見を委員会に伝えることになった。  
(寮生) 負担区分や厚生補導についてどう考えているか。

(学生部) 受益者負担の原則を守ってもらいたいと思っている。経済的に困っている学生には、授業料減免、奨学金貸与等の救済方法がある。

#### 52.5.14.(土)

(学生部) 水道料の負担について、寮生が話し合った意見を聞かせてほしい。

(寮生) 4月は新入生の歓迎行事等があり、会合は持てなかったので、現在の月額31円以外の結論はできていない。水道料は重油等の負担区分をも含めて検討しなければならない。洗車については、寮生に節水を呼びかけている。

(学生部) 18日午後1時～2時の間に寮生の意見を聞きたいが、それまでに寮生の意見をまとめられるか。

(寮生) 18日に報告に来られるようにしたい。

#### 付 記

5月18日に寮生が来なかったので話し合いは行われなかった。

#### 52.5.28.(土)

(学生部) 4月分水道料1人1か月分31円の計算で料金を持って来たが、受け取るわけにはいかない。文部省の通達(負担区分)は守らざるを得ない。金沢大学では大学30%、寮生70%、福井大学では

大学27%、寮生73%の負担割合になっている。(本学の51年度負担割合は、大学87%、寮生13%)本学は特別の事情があるので、多少とも、弾力的に考えられるが、寮生諸君の意見を早くまとめてほしい。

(寮生) 6月は、役員の改選期なので、新・旧の寮委員で話し合い、6月上旬までには、意見をまとめて連絡にくるようにしたい。

#### 52.6.16.(木)

(学生部) 今日の話し合いで、お互いの意見を交わし、早急に、両者の妥協できる基本線を見つけたい。  
(寮生) 全寮総代会の確認においては、月額31円という考えは変わらないし、負担区分通達には否定的である。

(学生部) 富山市水道局の話しでは、1人当たり1か月の使用量は、平均5m<sup>3</sup>ほどであるのに、新樹寮では、かなり多量に使用している。

(寮生) 節水を呼びかけている。洗車の際の水道料を区別されるのは困る。

#### 52.6.17.(金)

(寮生) 51年度の使用実績を改訂料金の比率で計算し、寮生負担額を1人月額67円と算出した。

(学生部) 受益者負担の原則からいって、67円という金額はあまりにも少ない。これでは、父兄へ手紙を出し、水道料を納めていただくことについて検討しなければならない。このことは6月20日予定の学寮補導委員会に報告して意見を聞くことにする。

(寮生) 学寮補導委員会の結果について、連絡してほしい。

#### 52.6.20.(月)

(学生部) 6月20日の学寮補導委員会の結論として、下記の2点を寮生に電話で伝える。

①定額制は、水の浪費が多くなりがちなので、これを改める。

②負担区分を大学4：寮生6とする。但し、洗車の際の水道料は、寮生負担とする。

#### 52.6.24.(金)

(寮生) 6月20日の学寮補導委員会の決定事項について、寮生側は、全寮集会及びブロック会議での討論の末、下記の3点を確認決定した。

①大学4：寮生6の負担区分及び受益者負担の原則を認めることはできない。

②現在の寮について、厚生施設・教育施設面にお

ける大学の考え方は不当である。

③定額制を守る。月額31円を67円にするのは白紙に戻す。

(学生部) 国立大学には、それなりの制約があって、基本的には、文部省の負担区分通達は守らなければならない。

#### 52.7.9.(土)

(寮生) 従来のもので済ませたい。(月額31円)を認めてほしい。

(学生部) 4月以降、水道局への支払いが滞納になっている。寮生が月額31円を固執しつづけるならば、節水を検討せざるを得なくなるだろう。

(寮生) 水道料の負担区分について解決を見るまでは、節水しないという約束をしてほしい。厚生福祉施設として、大学が寮を認めているのであれば、風呂を止め、夕食をやめることは、寮生に与える影響が大きい。

(学生部) そのような事態にならないように、学寮補導委員会の結論どおり、水道料を払ってほしい。

(寮生) 大学の学寮予算の中から水道料へまわすわけにはいかないか。

(学生部) 支出項目がきまっているので、他への流用はできない。

#### 52.7.19.(火)

(学生部) 7月16日の学寮補導委員会では、現在大学が負担している水道料は、会計検査院から不適正支出として指摘されているし、評議会でも52年度の大学側負担の水道料が、決定されているので、大学4：寮生6の負担区分の話し合いがつくまでは、次の方針で行くことに決定した。

①7月24日の閉寮日以降、夏休み明けになっても引き続き閉寮状態をつづける。したがって、風呂を沸かさず、炊事もしない。

②洗車用の散水栓を止める。

③父兄の理解と協力を得るために手紙を出す。

(寮生) 今日のことは、寮生と相談して、また、連絡したい。

[注] 寮の風呂は隔日に沸かし、大学で行う炊事は毎日の夕食と日曜、休祭日の昼食である。

#### 52.7.22.(金)

(寮生) 水道料負担について、父兄宛手紙が出来たと聞いたので、その内容を見せてほしい。

(学生部) 文案は出来ているが、変更があるかも知れないので、印刷したら発信前に見せる。

#### 52.7.26.(火)

寮生が、7月16日の学寮補導委員会の決定内容について確認に来る。

#### 52.7.27.(水)

(寮生) 教職員が大学構内で洗車しているのを放置しておいて、寮生だけに洗車用の散水栓を止めるのは不公平である。洗車用の散水栓を止める工事を大学が実施するときは、実力で阻止する。

(学生部) 工事をするときには、事前に連絡をするが、実力阻止は、工事妨害になるので、異論があったら、学生部に直接に来てもらいたい。

なお、教職員の洗車対策については、後程伝える。

#### 付 記

8月23日に五福構内の主な散水栓を鍵付の散水栓に取替える工事とともに、事前連絡の上、学寮の洗車用の散水栓についても同じ工事を完了した。

#### 52.9.12.(月)

(寮生) 8月26日開寮日以降、引き続いて現在まで、炊事・風呂が停止になっているので、早急に学寮補導委員会を開いて、炊事・風呂を再開することについて、審議願いたい。風呂・炊事を再開した上で、水道料負担区分について、話し合いたい。

(学生部) 適当な解決策がない状態で、風呂・炊事の再開はできないと思うが、それについて学寮補導委員会を開くかどうか、検討して後日連絡する。

[注] 洗面所、手洗所、洗濯場の用水は使用でき、また、それぞれの棟には補食の設備があって、それらの用水も使用できる。食事は学寮において、従来どおり、朝食にはパン、牛乳を供給しているほか、朝・昼・夕の3食を自炊でき状態である。

また、大学食堂を3食とも利用することができる。

なお、平常時における一日おきの風呂と夕食、日曜、休祭日の昼食は、現在、停止されている。

## 別記（Ⅰ）

拝啓 益々御清祥のことと存じます。

さて、突然ながら本日は富山大学学寮の学寮経費負担についてご連絡いたします。

学寮には文部省通達により寮生の「学費経費負担区分」が定められており、入寮者はこれに従い必要経費を支払うことになっております。

この度富山市議会で4月から水道料を値上げしたのを機会に大学に於ても学寮の水道料を文部省通達に準じて支払いをするよう寮生代表と数回話し合いを進め

て参りました。然し寮生代表は文部省通達を認めようとせず現在に至っております。

このままでは水道料の支払いが出来ず休暇明けからは給水節減の処置により寮生活ひいては勉学にも支障がおきかねません。かかる事態になりませぬようご父兄の皆様にもご本人と早急にお話し合いご協力下さることをお願いいたします。

敬 具

昭和52年7月

富山大学学生部長 岩 淵 富 治

## 別記（Ⅱ）

昭和52年8月12日

### 新樹寮寮生及び寮生の父兄各位 殿

富山大学長 林 勝 次

#### 新樹寮における経費の一部寮生負担について ——特に水道料について——

例年になく暑さの厳しい夏ですが、各位におかれては、御健勝のうち錦秋を迎えられることと拝察致します。

さて、さきに本学学生部長名をもって新樹寮における水道料の寮生負担について、寮生の御父兄に葉書を差し上げましたが、問題が唐突であり、しかも大ざっぱな文面でしたので、御理解いただきにくい面が多かったことと存じます。そこで、先便を補足説明し、夏季休暇明けに備えて事態の早急な解決のため、寮生及び御父兄各位の御理解を得たいと存じます。

本学の学寮（いわゆる寄宿舎で本学では新樹寮とよんでいます。）は、以前は木造老朽建物でしたが、昭和40年度に近代的な鉄筋の新寮に建て替えられました。その際に、国有財産としての学寮が、その目的を円滑に果たし、大学の責任のもとに、適切に管理運営されるために、「富山大学学寮規則」が学則にもとづいて定められました。

その中に、

第14条 寮生は、学則に定める寄宿料のほか、寮生活を営むに必要な光熱水料等の経費を負担しなければならない。

2. 前項の寮生が負担すべき経費の細目等については、別に定める。

と規定されています。この規則と共に別記にあるように寮生の負担すべき経費の細目も定められています。これは、昭和39年2月に文部省が全国の国立大学に通達した「学寮における経費の負担区分について」に則って本学の寮生の負担すべきものを定めたものです。この細目のうち、このたび問題となっています事は(3)の水道料に関してであります。

新樹寮の水は、建設当初は近くまで市営水道の配管がなかったためもあって自家水道を用いていましたが、当地の水は鉄分が多く、時期がたつにつれて赤錆が浮くようになり、保健所から飲料水として好ましくないとの指摘を受けました。大学は、寮生の健康上の問題であり、事態を重視して昭和45年8月から市の水道に切り替えました。その頃の大学の事情は、全国的に起こった大学紛争の余波も学内に残っており、大学と寮生との話し合いによる経費負担区分の適切な解決を見るまでに至らないまま、従来の自家給水用ポンプの電気代及び消毒薬品代として差し当たり寮生1人月額31円負担で、本年3月に至っております。従って、水道料そのものの負担区分については、大学の規則に沿った解決ではなく、暫定措置のまま現在に至っております。大学としてはかねてよりこの点を解決すべきでありましたが、2年程前に市の水道局が水道料の値上げの検討を始めたので、値上げの際に負担区分を決めることとして、この問題を懸案としました。

昭和52年度から市の水道料が、従来の1㎡25円から、2.2倍の55円に改訂されたことを契機に大学は、この問題を解決すべく寮生代表と再三再四にわたって話し合いを行いました。しかし、寮生代表は、国の方針である受益者負担・経費負担区分方式を認めようとせず、更に水道料値上げの際に寮生の負担が多くなる問題を大学が持ちかけて来たとして批判しております。この点、大学は、数年来のこれらの懸案事項を早期に、はっきりと解決しておくべきであったと存じます。

一方において、国家財政の緊迫が、大学予算にも少なからず影響をもたらし、予算の節減と合せて、学寮における大学予算の支出に適正を期するよう、会計検査院及び文部省から重点事項として指摘を受けることとなり、大学としては、この問題の解決に踏み切らざるを得ない事態を迎えております。

本年4月からの新樹寮の水道料金が滞納のままになっておりますが、その間、寮生側からは適切な解決策が示されませんでしたので、大学は慎重に審議を重ねた結果、去る7月19日に次のような大学の方針を寮生代表に示しました。

1. 水道料の寮生負担は、生活用水（主に炊事場、浴室、洗濯場等）の6割とし、残り4割を大学負担とする。
2. 寮生個人所有の乗用車を洗車する分の水道料は、全額寮生負担とする。
3. 負担の方法は毎月の使用料の一定比率とする。

以上の3項目のうち、第1項は、他の国立大学に比べて寮生負担が多い比率ではありません。通常の水節約を心掛ければ、各自が月200円台の負担にとどまる見込みです。第2項は、寮生個人が使用している乗用車を洗車する水道料金を大学が負担する、すなわち国費で負担しなければならない理由は全くありません。ちなみに現在寮生は5人に1人の割合で乗用車を所有しており、その台数は50台近くにのぼっています。

以上、大まかに問題の経緯について説明しましたが、寮生代表に学生部長が繰り返して説明して来たことを述べますと長文になりますので省略します。学寮は学生のために設けられたものであることは当然のことではありますが、だからと言って寮生個人毎の生活に要する経費の全額を国費である大学予算で賄うことは絶対に出来ません。寮生諸君の中には真に、経済的に困窮している人もいますが、そういう人達には育英制度や授業料減免措置によって援助する方途もあります。寮生代表は、受益者負担・経費負担区分方式を根本から否定していますが、これは、現在の社会通念にも反し、大学に不適法の要求を行っていることとなります。冷静にこの問題を捉え、より快適な学生生活を持続してゆくため、大学の方針を十分に理解されますよう、ここに寮生諸君及び御父兄各位に切に要望する次第です。

以上

「別記」

#### 学寮において寮生の負担すべき経費の細目

富山大学学寮規則第14条の規定によって寮生が負担すべきものとされている経費の細目は次のとおりとする。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 人件費   | 炊事人の賃金   |
| (2) 電気料   | 居室で使用する電気、その他寮生の私生活のために使用する電気の料金<br>寮生の炊事のために使用する電気の料金 |
| (3) 水道料   | 洗濯場、浴室において使用する水道の料金<br>寮生の炊事のために使用する水道の料金              |
| (4) 燃料費   | 居室の暖房のために使用する燃料費<br>寮生の入浴及び炊事のために使用する燃料費               |
| (5) 食事材料費 | 寮生の食事の調整のために必要な材料費等                                    |
| (6) 消耗品費  | 寮生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品及びその他の消耗品の費用                   |

#### 別記（Ⅲ）

##### ○学寮における経費の負担区分について

（昭和39年2月18日 文大生第162号  
各国立学校長あて 文部省初等中等教育局長、文  
部省大学学術局長、文部省大臣官房会計課長通達）

このことについては、さきに、昭和37年7月25日付学徒厚生審議会答申「大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について」において原則的な考え方が示されましたが、これに基づき、下記のとおり、学寮の管理運営に要する経費の負担区分の基準を設定

いたしましたので、すみやかに、これにより処理され、予算の適正な執行を図られるようお願いいたします。

記

学寮の管理運営に要する経費の負担区分

1. 学寮の管理運営に要する経費の負担区分の原則は、つぎのとおりとする。
  - (1) （省略）

(2) 寮生が負担するのが適当と考えられる経費

- イ 私生活のために使用する電気、ガス、水道、燃料、暖房の料金などの経費
- ロ 食費の原価を構成する直接経費
- ハ 施設・設備の使用料（いわゆる寄宿料）

2. (省略)

(1) (省略)

(2) 寮生が負担すべきもの

イ 人件費

寮生の炊事のための炊事人の手間代（ただし、学寮の給食形態の如何を問わず、炊事人は、学生・生徒の個人的使用人として扱うことは適当でなく、学校の営造物管理に服するものであることの趣旨を徹底すること。)

ロ電気料

- a 居室で使用される電気その他寮生の私生活

のために使用される電気の料金

- b 寮生の炊事のために使用される電気の料金

ハ 水道料

- a 洗面所、洗たく場、浴室において使用される水道の料金

- b 寮生の炊事のために使用される水道の料金

ニ 燃料費

- a 居室の暖房のために使用される燃料費

- b 寮生の入浴および炊事のために使用される燃料費

ホ 食事材料費

寮生の食事を調整するために必要な材料費等

ヘ 消耗品費

寮生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品その他の消耗品の費用

## 富山大学構内交通対策計画(案)の中間報告

富山大学構内交通対策委員会（昭和52年9月20日）

富山大学構内交通対策計画（案）は目下、富山大学構内交通対策委員会において審議中であるが今回、その概要を中間報告の形で学園ニュースに掲載し大方の御理解と御教示を得んとするものである。

報告書（案）は、第1章 前文、第2章 富山大学構内交通規制に関する暫定要項、第3章 交通施設整備に関する暫定計画および富山大学構内交通規制に関する暫定実施細目より構成されている。

**第1章 前文** まず最近のダイナミックなモータリゼーションによって富山大学構内においても自動車、自動二輪車が激増し、学内の交通施設の不足、交通規制の不備とあいまって歩行者の安全が脅かされているのみでなく、車両の発進・走行・停止時の騒音によって教育・研究活動が著しく阻害され、何等かの構内交通対策を講ぜざるを得ない現状について指摘している。次に大学における交通対策計画策定の方角は、単に構内交通を規制するだけでなく交通規制と整合的に構内における交通施設を整備・拡充すること、さらには大学構成員一人一人の交通モラルの喚起と育成を含めた総合的・包括的な計画でなければならないことを強調している。

### 第2章 交通規制

第2条（入構資格）により学内に入構できる車両を規定し、それ以外の本学に用務のない車両（学外車、以下全じ）の構内通過（いわゆる通過交通）や構内駐車車を規制している。その具体策は西側の二門を常時、半閉鎖または車止を設けて通過交通を防止することになっている（細目第2条）。

第3条（運行規制）「③ 構内における車両の最高速度は時速20kmとする」、 「④ 車両が教育・研究等のため深夜（午後10時～午前5時）に入構する場合には警務員に通知するものとする。」として、深夜における学外車の入構、構内駐車等を防止することになっている。

#### 第4条（駐車登録）

構内の駐車場を恒常的に利用せんとする者は車両駐車許可願を提出しなければならないことを規定している。ただし許可証の発行にあたっては「大学から半径1km以内に居住する者の申請は教育・研究に必要な車両並びに身体障害者の車両等を除き許可されない。」として、いわゆる至近距離居住車の車両通勤・通学を規制している。

第5条（駐車禁止区域等）

「① 本学正面から中央図書館に至るまでのメインストリート（中央通行帯及び両側歩道）には駐車することができない。」

「② 各部局前は外来車、公用車及び図書・物品等の運搬のため止むを得ず運行の必要な車両に限り一時駐車することができる。」

第7条（駐車規制）

「② 自動二輪車及び原動機付自転車は騒音防止のため専用駐車場以外で駐車をしてはならない」と規定し、自動二輪車、原動機付自転車が騒音をたてながらメインストリートを疾走することを規制している。専用駐車場は正門右折、車庫西側にある上屋付駐車場である。

第8条（交通指導員）

各部局の交通指導員について述べたもので、その主なる業務は、「① 部局担当地区における交通に関する指導、② 部局担当地区における交通の実態調査、③ その他、構内交通に関し必要なこと」である（細目第6条）。

第9条（違反規制）

「警務員は違反者に対して口頭の注意、注意書の貼付等必要な措置をとるものとする」とし、「① 違反を現認したとき及び違反者が確認できるときは口頭で注意する。② 運転者の不在の違反車両に対しては注

意書を貼付する。」（細目第7条）と規定している。

第3章 交通施設整備に関する暫定措置

1-2 駐車場

駐車場A（車庫西側）、B（教育学部西側仮駐車場）、C（経済学部東側仮駐車場）、D（図書館東側仮駐車場）、外来車等の一時駐車場、自動二輪車等の専用駐車場及び自転車置場等の整備・拡充を推進する。なお駐車場A、仮駐車場Bは完成して使用中であり、仮駐車場C、Dは目下工事中である。

1-3 標識・照明装置を整備する。

1-4 冬季における対策として、「(1) 除雪機器の充実を図る」「(2) 除雪体制の整備を図る。」

1-5 警務員「(1) 交通規制を円滑に実施するために、すみやかに警務員の増員を図る」ちなみに現在、警務員は定員削減のため普通日（土・日を除く）の午前9時～午後4時30分までは正門警務員詰所（守衛所）は無人である。

以上が目下、富山大学構内交通対策委員会において審議中の富山大学構内交通対策計画（案）の概要である。委員会は、さらに関係部局と密接に連絡、協議しつつ、審議を進め教育・研究の場にふさわしい構内交通対策計画を策定せんとするものである。最後に重ねて関係各位の御理解と御協力を切望するものである。

以上

## 昭和51年9月及び昭和52年3月卒業生就職状況

— 学生部 —

（昭和52年7月30日現在）

学部	学科 課程	項目 性別	卒業生		就職希望者数		就職不希望者数		就職者数		未就職者数		就職率(%)	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
文理学部	文学科	男子	19	38	15	34	4	4	12	29	3	5	80.0	85.3
		女子	107	27	77	27	25	0	65	25	12	2	84.4	92.6
	計	126	65	92	61	29	4	77	54	15	7	83.7	88.5	
教育学部	小学校教員養成課程	男子	11	100	11	100	0	0	9	81	2	19	81.8	81.0
	中学校教員養成課程	男子	11	32	10	32	1	0	7	25	3	7	70.0	78.1
	養護学校教員養成課程	男子	0	15	0	15	0	0	0	15	0	0	—	100
	幼稚園教員養成課程	男子	0	21	0	21	0	0	0	21	0	0	—	100
	計	男子	22	168	21	168	1	0	16	142	5	26	76.2	84.5
経済学部	経済学科	男子	186	9	170	7	12	1	170	7	0	0	100	100
	計	男子	186	9	170	7	12	1	170	7	0	0	100	100
薬学部	薬学科	男子	14	33	6	27	8	6	6	26	0	1	100	96.3
		女子	23	24	7	19	16	5	7	19	0	0	100	100
	計	男子	37	57	13	46	24	11	13	45	0	1	100	97.8

学部	学科課程	項目 性別	卒業者数		就職希望者数		就職不希者数		就業者数		未就職者数		就職率(%)	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
工学部	電気工学科		51	0	47	0	4	0	47	0	0	0	100	-
	工業化学科		38	0	32	0	6	0	32	0	0	0	100	-
	金属工学科		49	0	33	0	16	0	33	0	0	0	100	-
	機械工学科		43	0	37	0	5	0	37	0	0	0	100	-
	生産機械工学科		40	0	34	0	6	0	33	0	1	0	97.1	-
	化学工学科		40	1	33	1	7	0	32	1	1	0	97.0	100
	電子工学科		45	0	34	0	11	0	33	0	1	0	97.1	-
	計		306	1	250	1	55	0	247	1	3	0	98.8	100
合	計		677	300	546	283	121	16	523	249	23	34	95.8	88.0

## 産 業 別 就 職 状 況

産業別	学部 性別	文理学部			教育学部			経済学部			薬学部			工学部			合計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第二次産業	建設業		2	2				6		6			13		13	19	2	21		
	製造業	食料品・たばこ製造業	4	1	5				4		4			3	1	4	11	2	13	
		繊維工業							3		3			3		3	6		6	
		衣服・その他の繊維製品					1	1										1	1	
		出版・印刷関連産業	2	1	3				3		3			3		3	8	1	9	
		化学工業	11	4	15				5		5	6	9	15	25		25	47	13	60
		鉄鋼業													1		1	1		1
		非鉄金属製造業	1	1	2				1	1	2				25		25	27	2	29
		金属製品製造業		1	1				1		1				11		11	12	1	13
		一般機械器具	1		1				4		4				27		27	32		32
		電気機械器具	3		3				4		4				30		30	37		37
		輸送用機械器具							2		2				11		11	13		13
	精密機械器具	1		1				1		1				6		6	8		8	
その他の製造業	2	1	3		2	2	8		8				30		30	40	3	43		
計		25	11	36		3	3	42	1	43	6	9	15	188	1	189	261	25	286	
第三次産業	卸小売	卸売業	3	3	6				17	2	19	2	3	5	17		17	39	8	47
		小売業	2	8	10		1	1	15		15		2	2	3		3	20	11	31
	金融・業	銀行・信託業							42		42			1		1	43		43	
		証券業・商品取引業	1		1				5		5						6		6	
		保険業							10		10						10		10	
		その他の金融・保険業		1	1													1	1	
	運輸通信	運輸業	1		1	1		1	3		3						5		5	
		通信業												4		4	4		4	
	サービス業	電気・ガス・水道業							2		2			5		5	7		7	
		医療保健業	1		1							5	28	33			6	28	34	
		法務		1	1													1	1	
		教育	29	25	54	15	126	141		1	1			1		1	45	152	197	
		非営利的団体	1		1		7	7					3	3			1	10	11	
その他のサービス業		11	3	14				16	3	19				17		17	44	6	50	
公務	国家事務							9		9			3		3	12		12		
	地方事務	2	1	3		2	2	9		9			8		8	19	3	22		
計		51	42	93	16	136	152	128	6	134	7	36	43	59		59	261	220	481	
上記以外のもの		1	1	2		3	3									1	4	5		
合	計		77	54	131	16	142	158	170	7	177	13	45	58	247	1	248	523	249	772